

3 宗 商 第 6 5 7 号  
令和3年12月16日

宗像市監査委員 佐 藤 光 俊 様  
宗像市監査委員 小 林 栄 二 様

宗像市長 伊 豆 美 沙 子  
(産業振興部商工観光課)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和3年12月7日付3宗監第174号で通知のあった標記の件について、別紙  
のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (報告)

(商工観光課)

実地監査実施日：令和2年11月19日

監査対象年度：令和元年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 宗像観光協会補助金及び宿泊客誘致促進事業助成金にかかる共通事項</p> <p>①補助金の適正化に向けた取り組みについて</p> <p>宗像市補助金等適正化に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、補助金等には、貴重な税金が投入されていることから、補助の目的や要件等を明確にするため、補助要綱等の整備により透明性の確保をすることが重点方針として定められている。しかし、本補助金にかかる補助要綱等は整備されておらず、補助の目的や要件等が明確になっていないので、補助要綱等を作成し、明確にされたい。</p> <p>(2) 宗像観光協会補助金について</p> <p>①補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について</p> <p>ア 宗像市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条第1項において、補助金等の交付の申請があったときは、補助事業等の内容が適正であるかどうか等を調査し、交付の決定をすると規定している。また、規則第14条において、実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付すべき補助金等の額を確定すると規定されている。しかし、本補助金の交付申請書に添付</p>	<p>(1) 宗像観光協会補助金及び宿泊客誘致促進事業助成金にかかる共通事項</p> <p>①補助金の適正化に向けた取り組みについて</p> <p>補助要綱の整備に向けて、他自治体の状況や要綱等の調査を行いました。これを踏まえ、素案を作成し、関係部署との調整を進めているところです。</p> <p>(2) 宗像観光協会補助金について</p> <p>①補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について</p> <p>ア 交付申請書に添付される事業計画及び予算書、並びに実績報告書に添付される事業報告及び決算書については、補助対象事業及び経費が判別できるよう、当該団体の一般会計の事業報告及び決算書で兼ねることなく別途作成するよう指導しました。</p>

されている事業計画及び予算書、並びに事蹟報告書に添付されている事業報告及び決算書は、当該団体の一般会計等に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。そのため、補助金の交付決定及び額の確定にかかる調査を適正に実施したとは言えないので、適正に事務処理されたい。

イ 本補助金の実績報告及び額の確定にかかる資料において、補助対象経費の内訳数値が異なる資料が見受けられるので、適正な事務処理を指導されたい。

ウ 本補助金は、令和元年度の宗像市一般会計予算から支出されており、地方自治法第208条第1項で規定する会計年度独立の原則に基づき、補助金交付にかかる一連の手続き等を令和元年度の会計年度中に行わなければならない。しかし、補助金の額の確定及び概算払いの精算を令和元年度の会計年度中に行っていないので、適正に事務処理されたい。

イ 事務処理を適切に行うよう指導しました。また、本補助金の審査においても提出された資料の確認を徹底しました。

ウ 補助金交付の実績報告書の提出について、補助事業終了後、速やかに提出するよう指導しました。また、令和2年度の当該補助金の額の確定及び概算払いの精算については、令和2年度の会計年度中に行いました。